

○ 経営体育成促進事業実施要領（平成15年 4 月 1 日付け14農振第2432号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 3 実施対象地区 1～5 （略） 6 要綱第 4 の(3)の別に農村振興局長が定める促進計画等とは、次に掲げる計画をいう。 (1)～(3) （略） (4) 農山交付金要領別紙 1 運用 1 の第 5 の 1 の(2)に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは第 4 の 2 の(1)に定める耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び第 5 の 2 に定める遊休農地利用増進土地改良整備計画若しくは運用 4 の第 5 に定める畜産活性化計画又は別紙 2 運用 2 の第 5 の 1 に定める<u>畑地帯集積促進整備計画若しくは活性化計画</u> (5) 沖縄交付金要綱別紙 1 運用 1 の第 2 に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び遊休農地利用増進土地改良整備計画若しくは運用 4 の第 1 に定める畜産活性化計画又は別紙 3 運用 2 の第 2 に定める<u>畑地帯集積促進整備計画若しくは活性化計画</u> 7 （略） 附 則（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第2930号） 1 （略） 2 この通知による改正前の経営体育成促進事業実施要領（平成 15 年 4 月 1 日付け14農振第2432号農林水産省農村振興局長通知）の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。<u>ただし、</u>	第 3 実施対象地区 1～5 （略） 6 要綱第 4 の(3)の別に農村振興局長が定める促進計画等とは、次に掲げる計画をいう。 (1)～(3) （略） (4) 農山交付金要領別紙 1 運用 1 の第 5 の 1 の(2)に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは第 4 の 2 の(1)に定める耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び第 5 の 2 に定める遊休農地利用増進土地改良整備計画若しくは運用 4 の第 5 に定める畜産活性化計画又は別紙 2 運用 2 の第 5 の 1 に定める<u>畑地帯集積促進整備計画農業農村活性化計画</u> (5) 沖縄交付金要綱別紙 1 運用 1 の第 2 に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び遊休農地利用増進土地改良整備計画若しくは運用 4 の第 1 に定める畜産活性化計画又は別紙 3 運用 2 の第 2 に定める<u>農業農村活性化計画</u> 7 （略） 附 則（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第2930号） 1 （略） 2 この通知による改正前の経営体育成促進事業実施要領（平成 15 年 4 月 1 日付け14農振第2432号農林水産省農村振興局長通知）の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

改正後の同要領第5の(2)の規定については、改正前の同要領に
基づき実施している事業についても適用する。

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。

経営体育成促進事業実施要領

平成15年4月1日付け14農振第2432号
平成16年4月1日付け15農振第2631号
平成17年4月1日付け16農振第2015号
平成18年3月31日付け17農振第2167号
平成19年3月30日付け18農振第1983号
平成19年6月4日付け18農振第2118号
平成19年8月1日付け19農振第 826号
平成20年5月30日付け19農振第2173号
平成20年10月1日付け20農振第1193号
平成21年4月1日付け20農振第2262号
平成22年4月28日付け22農振第 168号
平成23年4月1日付け22農振第2307号
平成25年4月1日付け24農振第2529号
平成26年3月28日付け25農振第2265号
平成28年4月1日付け27農振第2388号
平成30年3月30日付け29農振第1964号
令和2年3月31日付け元農振第3548号
令和3年3月31日付け 2 農振第3701号
令和4年3月31日付け 3 農振第3050号
令和7年4月1日付け 6 農振第2930号
最終改正 令和8年4月7日付け 7 農振第3000号

各 地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事
株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長

殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

経営体育成促進事業の実施の取扱いに関しては、経営体育成促進事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)によるほか、この実施要領によるものとする。

第2 事業の実施要件

- 要綱第3の1の(1)のイの認定農業者の数には、告示第一号のイの基準を満たす農地所有適格法人にあっては当該法人の構成員のうち常時従業者の数(ただし、地区外に経営農用地を有する農地所有適格法人にあっては、当該地区内の経営等農用地面積と当該法人の経営農用地面積の割合から案分し、常時従業者数を算出することとする(小数点以下切り上げ。))を、告示第一号のハを満たす特定農業団体にあっては特定農業団体数を含めることができるものとする。
- 要綱第3の3の基幹は場3作業とは、稲作にあっては次に掲げるもののうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあっては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とし、その他特別な栽培手法によるもの等にあつてはこれに準じて取り扱う作業とする。
 - 耕起

- (2) 代かき
 - (3) 田植え又は播種
 - (4) 収穫
- 3 要綱第3の5の農村振興局長が別に定める基準を満たすこととは、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知。以下「競争力要領」という。）別紙1の第2の5の(1)～(6)のいずれかに該当するものであることとする。

第3 実施対象地区

- 1 要綱第4の(1)のアの農村振興局長が別に定めるものとは、競争力要領別紙1の第3の1に規定する経営体育成型、2に規定する中山間地域型及び別紙3の第4の1の表の種類の欄の畜産担い手総合整備型をいう。
- 2 要綱第4の(1)のイの農村振興局長が別に定めるものとは、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。以下「高度化要領」という。）別紙2の第2の1の(1)に規定する畑地帯総合整備型の担い手育成対策及び2の(1)に規定する畑地帯総合整備中山間地域型の担い手育成対策をいう。
- 3 要綱第4の(1)のウの農村振興局長が別に定めるものとは、農村地域復興再生基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2171号・24生畜第2233号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知。以下「復興再生要領」という。）別紙2-1の第3の1に規定する経営体育成型、2に規定する畑地帯担い手育成型及び4に規定する耕作放棄地型をいう。
- 4 要綱第4の(1)のエの農村振興局長が別に定めるものとは、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「農山交付金要領」という。）別紙1運用1の第2の1に規定する経営体育成型及び2に規定する耕作放棄地型、運用4の第4の1の表の種類の欄の畜産担い手総合整備型並びに別紙2運用2の第2の1の(1)及び2の(1)に規定する事業を行う場合をいう。
- 5 要綱第4の(1)のオの農村振興局長が別に定めるものとは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知。以下「沖縄交付金要綱」という。）別紙1運用1の第2に規定する経営体育成型及び耕作放棄地型並びに運用4の第1に規定する畜産担い手総合整備型並びに別紙3運用2の第2に規定する畑地帯総合整備型をいう。
- 6 要綱第4の(3)の別に農村振興局長が定める促進計画等とは、次に掲げる計画をいう。
 - (1) 競争力要領別紙1の第6の1の(2)により市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画又は別紙3の第5に定める畜産活性化計画
 - (2) 高度化要領別紙2の第6の1の(1)のイにより市町村が作成する農業農村活性化計画
 - (3) 復興再生要領別紙2-1の第6の1に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは2に定める農業農村活性化計画又は第5の4に定める耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び第6の4に定める遊休農地利用増進土地改良整備計画
 - (4) 農山交付金要領別紙1運用1の第5の1の(2)に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは第4の2の(1)に定める耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び第5の2に定める遊休農地利用増進土地改良整備計画若しくは運用4の第5に定める畜産活性化計画又は別紙2運用2の第5の1に定める畑地帯集積促進整備計画若しくは活性化計画
 - (5) 沖縄交付金要綱別紙1運用1の第2に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び遊休農地利用増進土地改良整備計画若しくは運用4の第1に定める畜産活性化計画又は別紙3運用2の第2に定める畑地帯集積促進整備計画若しくは活性化計画
- 7 要綱第5に定める事業の採択を受けた地区において、その一部の施行を同一の事業実施主体がすの補助を受けて行うその他の事業により実施する場合にあっては、当該その他事業の実施地区を引き続き実施対象地区とする。

第4 事業の申請及び採択

- 1 要綱第5の1の(1)に定める実施したい旨の申請及び同項(4)の通知に係る様式は、別途知事が定めることとする。
- 2 要綱第5の2の別に農村振興局長が定める審査基準は、要綱第3に定める事項が促進計画等において確認できることとする。

第5 事業の実施報告等

要綱第6に定める報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 知事は、毎年度（対象事業完了の翌年度は除く。）、前年度の補助事業実施報告を行うときに、前年度に係る経営体育成促進事業実施状況報告書（別記様式1）を地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 知事は、対象事業の完了年度の補助事業実施報告を行うときは、経営体育成促進事業達成状況報告書（別記様式2）を地方農政局長（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長）を経由して（北海道にあっては、直接）農林水産大臣に提出するものとする。

第6 調整金の徴収等

- 1 要綱第8の4の規定により公庫が貸付対象者から徴収する調整金は、要綱第8の2の通知があった年度に属する最終の約定期日（ただし、据置期間中にあっては、償還期間中における約定期日と同じ月日をいう。）の翌日から最終の弁済日まで、担い手育成農地集積資金と同時に貸付けをした農業基盤整備資金の年利率と同一の割合で同一の利息計算の方法により算出した額とし、公庫は要綱第8の2の通知があった年度の翌年度の約定期日から最終の弁済を受ける日まで、各約定期日に、前回の約定期日の翌日から当該約定期日までに発生していた調整金を徴収するものとする。
- 2 公庫は、貸付対象者に対し担い手育成農地集積資金の貸付けを行う場合には、当該貸付契約において、1に規定する事項について特約するものとする。

第7 その他

経営体育成促進事業の実施地区においては、必要に応じて小作料一括前払システム（経営規模縮小農家が農用地を農地保有合理化法人へ貸付け、当該法人から当該法人の農地保有合理化事業規程に基づき前払いされる借賃をもって関係土地改良区への賦課金に充当する仕組みをいう。）を利用できるものとする。

附 則（平成20年5月30日付け19農振第2173号）

- 1 この要領は、平成20年5月30日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、この要領による改正前の経営体育成促進事業実施要領（平成19年8月1日付け19農振第826号農林水産省農村振興局長通知）の規定に基づき実施され、この要領の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月1日付け20農振第2262号）

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、この要領による改正前の経営体育成促進事業実施要領（平成20年10月1日付け20農振第1193号農林水産省農村振興局長通知）の規定に基づき実施され、この要領の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則（平成22年4月28日付け22農振第168号）

- 1 この要領は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日付け24農振第2529号）

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日付け25農振第2265号）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日付け27農振第2388号）

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、この要領による改正前の経営体育成促進事業実施要領（平成26年3月28日付け25農振第2265号農林水産省農村振興局長通知）の規定に基づき実施され、この要領の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日付け29農振第1964号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に、この通知による改正前の経営体育成促進事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2388号農林水産省農村振興局長通知）の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日付け元農振第3548号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に、この通知による改正前の経営体育成促進事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第1964号農林水産省農村振興局長通知）の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日付け農振第3701号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日付け3農振第3050号）

- 1 この通知は、令和4年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の経営体育成促進事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2432号農林水産省農村振興局長通知）の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日付け6農振第2930号）

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の経営体育成促進事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2432号農林水産省農村振興局長通知）の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。ただし、改正後の同要領第5の(2)の規定については、改正前の同要領に基づき実施している事業についても適用する。

附 則（令和8年4月7日付け7農振第3000号）

この通知は、令和8年4月7日から施行する。

(別記様式1)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名

経営体育成促進事業実施状況報告書

経営体育成促進事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2432号農林水産省農村振興局長通知）第5の1の(1)の規定により、下記のとおり令和 年度の事業実施状況について報告します。

記

1 対象事業実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益 面積 (ha)	〇〇年度 事業費	〇〇年度 までの 事業費	進捗率 (%)	〇〇年度の主 な工事内容	備考

(注) 農業経営高度化支援事業又は耕作放棄地解消支援事業及び耕作放棄地活用推進事業に係るものを除く。

2 経営体育成促進事業実施状況
(1) 担い手への農地利用（農地的）集積の状況
(平成15年度採択地区に適用)

区 分	農用地 面 積 (ha) A	担い手の 所有面積 (ha)		担い手への使用収益権面積 (ha)								担い手への 基幹3作業 受託面積 (ha)		担い手への 利用集積面積 (ha)			農用地面 積に占め る担い手 への利用 集積率 H/A (%)
		地区内 地区外		経営基盤強 化法の賃借 権設定		農地法第3 条による賃 借権設定		そ の 他		計		地区内 地区外		地区内 地区外		計	
		B	C	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	計	
事業実施前														J	L		M
計 画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	() N1
増 加 率 (K1-J)/(J+L) (%)														()			() N1-M
〇〇年度まで														K2			N2
増 加 率 (K2-J)/(J+L) (%)																	N2-M

上段()：対象事業（農業経営高度化支援事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金においては農業経営高度化等支援）を除く）完了時
下段：促進計画等目標年度

(平成16年度採択地区より適用)

区 分	農用地 面 積 (ha) A	担い手 の所有 面積 (ha) B	担い手への使用収益権面積 (ha)				担い手への 基幹3作業 受託面積 (ha) D	担い手への 利用集積面積 (ha) E=B+C+D	農用地面積 に占める担 い手への利 用集積率 E/A (%)	頭数増加率 ※ (%)
			経営基盤強 化法の賃借 権設定	農地法第3 条による賃 借権設定	そ の 他	計 C				
事業実施前									F	
計 画	()	()	()	()	()	()	()	()	() G1	
増加ポインタ G1-F									()	
〇〇年度まで									G2	
増加ポインタ G2-F										

上段()：対象事業（農業経営高度化支援事業を除く）完了時

下段：促進計画等目標年度

※頭数増加率については、畜産担い手育成総合整備事業（農山漁村地域整備交付金においては畜産担い手総合整備型）の場合に記入する。

(要綱第3の1の(5)の規定により採択する地区に適用)

区 分	農用地 面 積 (ha) A	担い手 の所有 面積の うち面的 集積面 積(ha) B	担い手への使用収益権面積のうち面的集積面積 (ha)				担い手への 基幹3作業 受託面積の うち面的集 積面積 (ha) D	担い手への 面的集積面積 (ha) E=B+C+D	農用地面積 に占める担 い手への面的 集積率 E/A (%)
			経営基盤強 化法の賃借 権設定	農地法第3 条による賃 借権設定	そ の 他	計 C			
事業実施前									F
計 画	()	()	()	()	()	()	()	()	() G1
増加ポインタ G1-F									()
〇〇年度まで									G2
増加ポインタ G2-F									

上段()：対象事業（農業経営高度化支援事業を除く）完了時

下段：促進計画等目標年度

(2) 認定農業者の育成状況（平成16年度採択地区より適用）

	市町村全体				地 区 内					
	現 況	目 標 A	全農家 戸数 B	目標割合 (%) A/B	現 況 C	計 画	〇〇年度 まで D	全農家 戸数 E	認定農業 者比率 (%) D/E	増加率 (%) (D-C)/C
認定農業者数						()				

上段()：対象事業（農業経営高度化支援事業を除く）完了時

下段：促進計画等目標年度

(3) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担　い　手　区　分																	
	農業者				農地所有適格法人				生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	うち認定農業者				うち認定農業者													
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

(注) 担い手の区分欄については、農業経営基盤強化促進法施行令附則第2項の農林水産大臣の定める基準を定める件（平成22年4月23日農林水産省告示第670号）第1号のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの規定に基づいて記載するものとする。

(4) 担い手育成の状況

区分	農業者 (人)	うち認定 農業者	農地所有 適格法人 (法人)	うち認定 農業者	生産組織 (組織)	特定農業 団体等 (団体)	その他 法人	今後育成す べき農業者 (人等)
目標								
〇〇年度まで								

(5) 関連事業実施状況

関連事業名	〇〇年度実施内容	備考

(6) 推進活動状況

年月日	主な活動内容	備考

(別記様式2)

番 号
年 月 日

(農林水産省〇〇農政局長 経由)
農 林 水 産 大 臣 殿

都道府県知事名

経営体育成促進事業達成状況報告書

経営体育成促進事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2432号農林水産省農村振興局長通知）第5の1の(2)の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 対象事業実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

(注) 農業経営高度化支援事業又は耕作放棄地解消支援事業及び耕作放棄地活用推進事業に係るものを除く。

2 経営体育成促進事業達成状況
(1) 担い手への農地利用（農地面的）集積の実績
(平成15年度採択地区に適用)

区 分	農用地 面 積 (ha) A	担い手の 所有面積 (ha)		担い手への使用収益権面積 (ha)								担い手への 基幹3作業 受託面積 (ha)		担い手への 利用集積面積 (ha)			農用地面積に占める担い手への利用集積率
				経営基盤強化法の賃借権設定		農地法第3条による賃借権設定		そ の 他		計							
		地区内 B	地区外 C	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内 D	地区外 E	地区内 F	地区外 G	地区内 H=B+ D+F	地区外 I=C+ E+G	計	
事業実施前														J	L		M
事業実施後	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	() K1	()	()	() N1
増 加 率 (K1-J)/(J+L) (%)														()			() N1-M

上段()：対象事業（農業経営高度化支援事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金においては農業経営高度化等支援）を除く）完了時
下段：促進計画等目標年度

(平成16年度採択地区より適用)

区 分	農用地 面 積 (ha) A	担い手の 所有 面積 (ha) B	担い手への使用収益権面積 (ha)				担い手への 基幹3作業 受託面積 (ha) D	担い手への 利用集積面積 (ha) E=B+C+D	農用地面積 に占める担 い手への利 用集積率 E/A (%)	頭数増加率 ※ (%)
			経営基盤強 化法の賃借 権設定	農地法第3 条による賃 借権設定	そ の 他	計 C				
事業実施前									F	
事業実施後	()	()	()	()	()	()	()	()	() G1	
増加ポイント G1-F									()	

上段()：対象事業（農業経営高度化支援事業を除く）完了時

下段：促進計画等目標年度

※頭数増加率については、畜産担い手育成総合整備事業（農山漁村地域整備交付金においては畜産担い手総合整備型）の場合に記入する。

(要綱第3の1の(5)の規定により採択する地区に適用)

区 分	農用地 面 積 (ha) A	担い手の 所有 面積の うち面的 集積面 積(ha) B	担い手への使用収益権面積のうち面的集積面積 (ha)				担い手への 基幹3作業 受託面積の うち面的 集積面積 (ha) D	担い手への 面的集積面積 (ha) E=B+C+D	農用地面積 に占める担 い手への面的 集積率 E/A (%)
			経営基盤強 化法の賃借 権設定	農地法第3 条による賃 借権設定	そ の 他	計 C			
事業実施前									F
事業実施後	()	()	()	()	()	()	()	()	() G1
増加ポイント G1-F									()

上段()：対象事業（農業経営高度化支援事業を除く）完了時

下段：促進計画等目標年度

(2) 認定農業者の育成実績（平成16年度採択地区より適用）

	市町村全体				地 区 内				
	現 況	目 標	全農家 戸数 B	目標割合 (%) A/B	現 況	事 業 実施後 D	全農家 戸数 E	認定農業 者比率 (%) D/E	増加率 (%) (D-C)/C
認定農業者数		A			C	()			

上段()：対象事業（農業経営高度化支援事業を除く）完了時

下段：促進計画等目標年度

(3) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分													
	農業者		農地所有適格法人		生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	うち認定農業者		うち認定農業者											
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)
自己所有地														
賃貸権設定														
経営受託														
基幹作業受託														
計														

- (注) 1. 担い手の区分欄については、農業経営基盤強化促進法施行令附則第2項の農林水産大臣の定める基準を定める件（平成22年4月23日農林水産省告示第670号）第1号のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの規定に基づいて記載するものとする。
2. 本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(4) 担い手育成の実績

区分	農業者(人)	うち認定農業者	農地所有適格法人(法人)	うち認定農業者	生産組織(組織)	特定農業団体等(団体)	その他法人	今後育成すべき農業者(人等)
計画時								
目標								
実績								

(5) 農地所有適格法人等の実績状況

(経営体育成基盤整備事業（農地所有適格法人等育成型）の採択地区に適用)

農地所有適格法人等の名称	経営面積(ha)		農地所有適格法人となった日(予定含む)	特定農地所有適格法人となった日(予定含む)
		うち地区内		

(6) 耕作放棄地活用の実績
(要綱第3の1の(4)の規定により採択する地区に適用)

耕作放棄地 所在地	耕作放棄地 面積 (ha)	活用状況
	()	
	()	
	()	
計	()	耕作放棄地を含む割合 %

(注) () は、うち担い手に集積された面積

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手 番 号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担 い 手 区 分 別 集 積 方 法					
					農業者	農地所有適格法人	生 産 組 織	特定農 業団体 等	その他 法人	今後育 成すべ き農業 者
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20				
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06				
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40	(賃)⑥ 1.40				
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35				
小 計		5.01			5.01	5.01				
計										

(注) 1. 一覧表は担い手別に整理する。
2. 集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹は場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。